



カメラトピックス



家庭バレー



身体障害者協会 町営墓地公園美化作業



ふるさと学習 (4年)



ふるさと学習 (3年)



粕毛地区七夕まつり

町営歯科診療所休診日について

8月13日(火)から18日(日)まで町営歯科診療所はお盆休みとなりますのでよろしくお願いいたします。

※19日(月)からは通常どおり診療いたします。

8月は「Aターン就職促進月間」です

秋田県・秋田労働局・県内各ハローワークでは、8月を「Aターン就職促進月間」と定め、ふるさとへの就職を希望する方の相談を受け付けています。帰省するご家族やご友人でAターンを希望する方がいましたら、ぜひハローワークでの相談をお勧めください。

Aターンのご相談は、各ハローワークのほか、Aターンプラザ秋田(東京)秋田県東京事務所で受け付けています。

【お問い合わせ先】

ハローワーク能代 ☎54-7311

秋田県雇用労働政策課 ☎018-860-2336

Aターンとは・・・

秋田県へのUターン・Iターン・Jターンの総称で、秋田県出身の方もそれ以外の方も、みんな秋田に来て住んでくださいとの願いを込めたオールターン(A11 Turn)の“A”と秋田(Akita)の“A”をかけた言葉です。

知っていますか? 建退共制度

建退共制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。

この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、いわば業界全体での退職金制度です。

【加入できる事業主】 建設業を営む方

【対象となる労働者】 建設業の現場で働く人

【掛金】 日額310円

【特長】

◎国の制度なので安全、確実、申し込み手続は簡単です。

◎経営事項審査で加点評価の対象となります。

◎掛金の一部を国が助成します。

◎掛金は事業主負担となりますが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となります。

◎事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算されます。

◎自社の福利厚生に便利な提携施設の割引サービスが利用できます。

【お問い合わせ先】 建退共秋田県支部

☎018-823-5495